

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

(宛先)五島市長

申請日 令和 年 月 日

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「税額決定通知書」または「課税証明書」等、住民税均等割のみ課税世帯であることが分かる書類を添付して下さい。(該当者全員)

氏名	申請者との続柄	性別	個人番号		現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度住民税所得割課税状況
			生年月日	個人番号			
1 (申請者)	本人				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見聞き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、社会福祉課支援給付金係(電話72-6121)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(以下「給付金(均等割課税世帯給付金)」という。)の支給要件(次の(1)~(3)すべて)に該当します。
- ① (1)世帯全員が、令和5年度住民税所得割が非課税です。
(2)世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
(3)世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ② 給付金(均等割課税世帯給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、五島市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ④ 五島市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、五島市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(均等割課税世帯給付金)が支給されないことに同意します。
 - ⑤ 給付金(均等割課税世帯給付金)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(均等割課税世帯給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、均等割課税世帯給付金を返還します。
 - ⑥ 既に住民税非課税世帯等支援給付金(追加)の支給を受けた世帯(給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。)又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。受給していた場合には、給付金(均等割課税世帯給付金)を返還します。

提出書類

- 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「税額決定通知書」または「課税証明書」等、住民税均等割のみ課税世帯であることが分かる書類の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名